

中央自動車道富士吉田線（東京都世田谷区北烏山～東京都調布市緑ヶ丘区间）（中央ジャンクション）の建設事業に伴う工事等の施行に関する細目協定書

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社関東支社長（以下「乙」という。）と中日本高速道路株式会社東京支社長（以下「丙」という。）とは、平成24年5月10日付で締結した「関越自動車道（東京都三鷹市北野～東京都練馬区大泉町区间）並びに中央自動車道富士吉田線（東京都三鷹市北野～東京都世田谷区大蔵区间）の建設事業の施行に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第4条の規定に基づき、工事及び工事に係る調査・設計・測量（以下「工事等」という。）の施行について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、工事等の費用負担区分及び施行区分等について必要な事項を定め、その適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（相互協力）

第2条 甲、乙及び丙は、工事等の施行にあたり、相互に協力するものとする。

（適用範囲）

第3条 本協定の適用範囲は、別添図1に示すとおりとする。

（工事等の費用負担区分）

第4条 工事等の費用負担区分については、基本協定書第4条第1項に基づくものとし、その詳細は、別添図2－（1）～（4）に示すとおりとする。

（工事等の施行区分）

第5条 工事等の施行区分は、別添図2－（1）～（4）に示すとおりとする。

2 前項の施行区分により受委託が発生する場合は、当事者で協議のうえ、受委託協定を締結するものとする。

（関係機関との協議）

第6条 工事等の施行に伴う関係機関や地元との協議については、原則として第5条第1項に規定する施行区分により実施するものとし、必要に応じて甲、乙及び丙が協力して実施するものとする。

（近接施工協議）

第7条 甲は既設中央道と近接、交差する箇所の工事において着手前に丙と近接施工協議を行うものとする。

(苦情等の処理)

第8条 工事等の施行に伴う第三者からの苦情等については、原則として第5条第1項に規定する施行区分により処理するものとし、これにより難い場合は、甲、乙及び丙協議のうえ、処理するものとする。

(損害の負担)

第9条 工事等の施行に伴い生じた損害の負担については、それぞれの責に帰する場合を除き、甲、乙及び丙協議のうえ、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から本協定に定める事務が完了する日までとする。

(協定の変更)

第11条 本協定の内容を変更する必要が生じた場合は、甲、乙及び丙協議のうえ、変更するものとする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙及び丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年 6月27日

甲 国土交通省

関東地方整備局長 森北 佳昭



乙 東日本高速道路株式会社 関東支社

支社長 遠藤 元



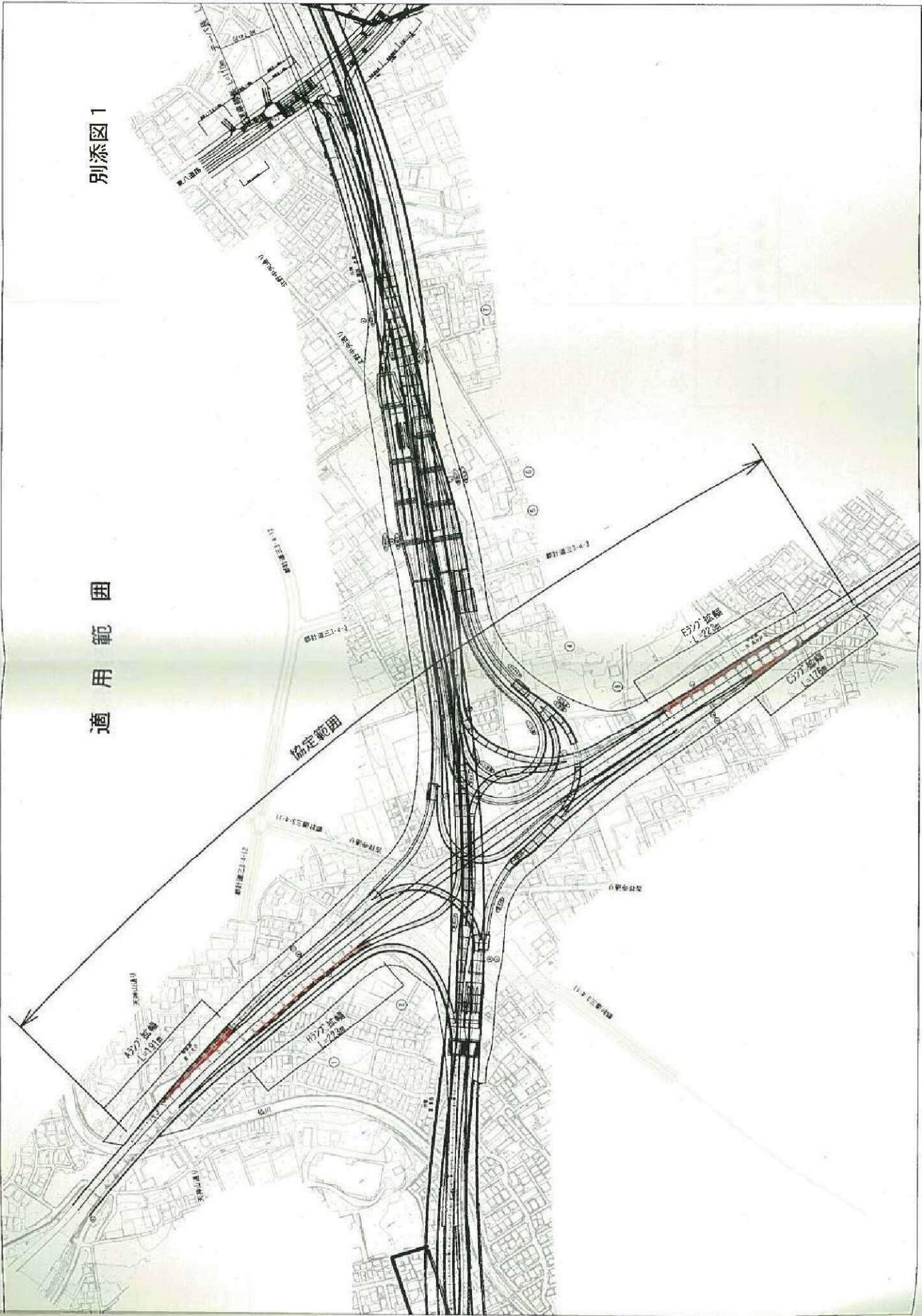
丙 中日本高速道路株式会社

東京支社長 奥脇 郁夫



適用範圍

別添図 1



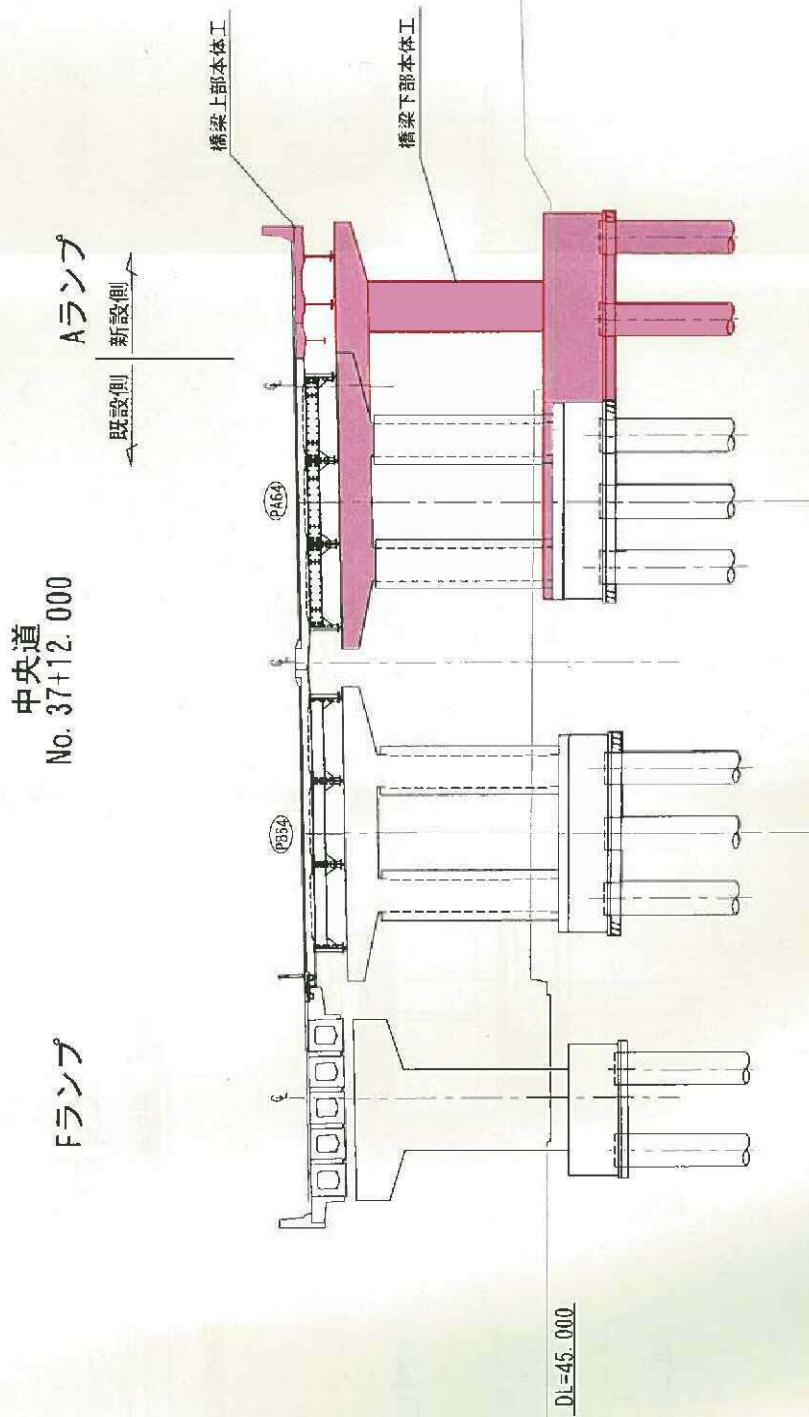
## 費用負擔区分施工区分図 (本体工事)

別添図2-(1)



横断図① S=1:75

別添図2-(2)



凡例

	費用負担	施行
	国土交通省	中日本高速道路株式会社

横断図② S=1:75

別添図2-(3)

中央道  
No. 34+91.000

Fランプ

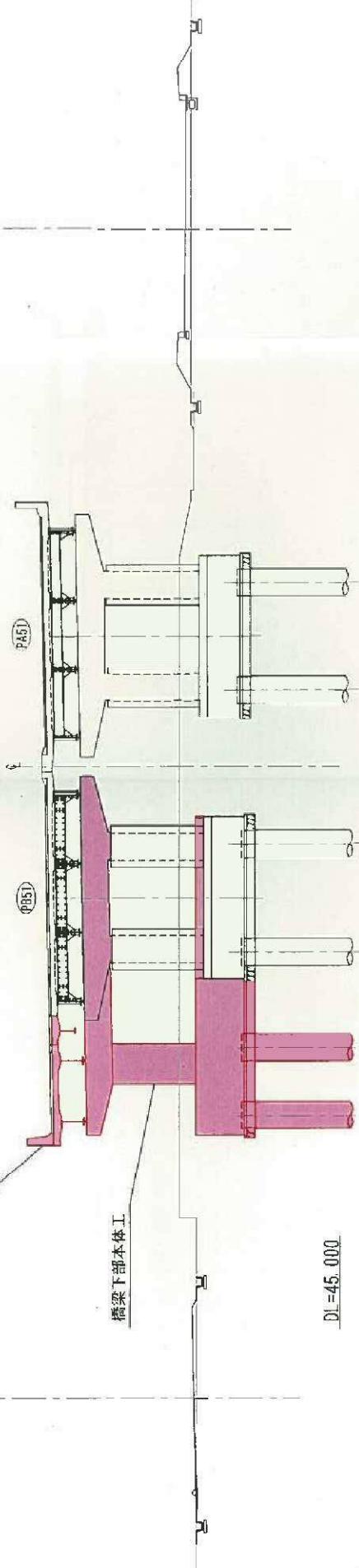
Hランプ

新設側 既設側

橋梁上部本体工

橋梁下部本体工

DL=45.000

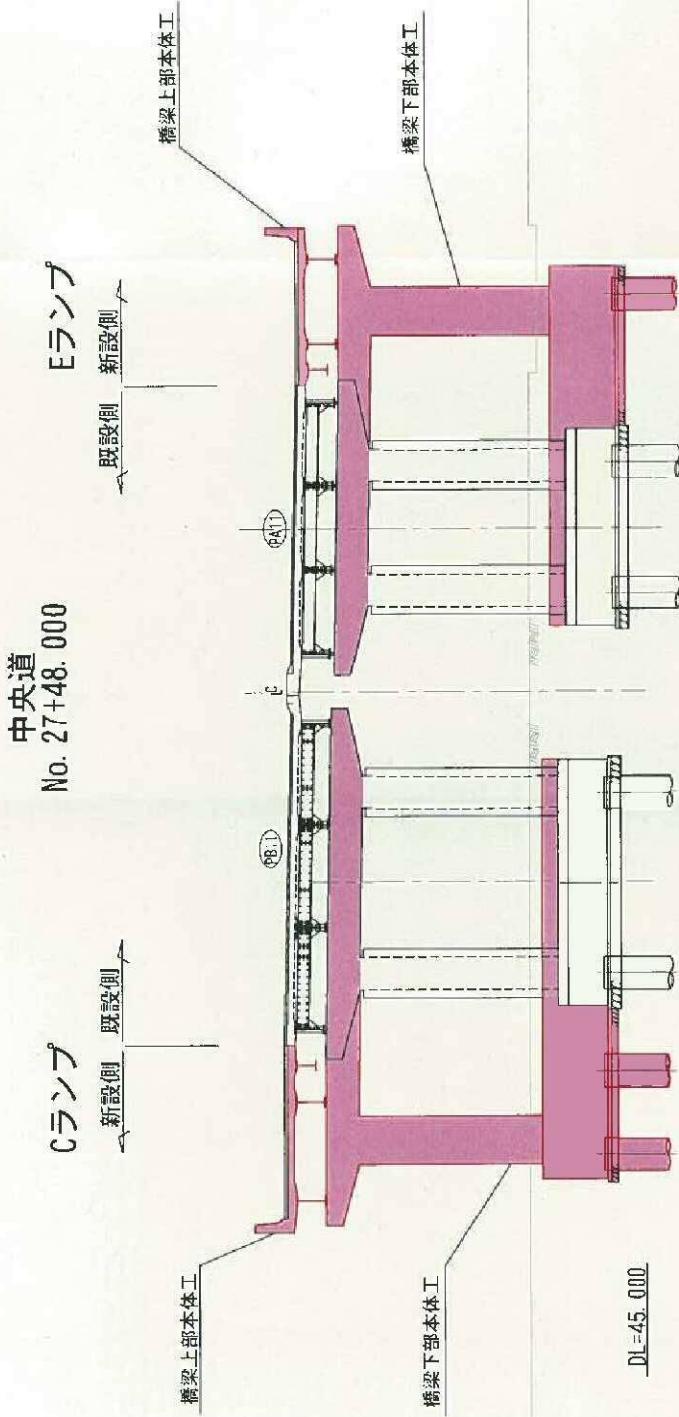


凡例

	費用負担	施行
国土交通省		中日本高速道路株式会社

横断図③ S=1:75

別添図2-(4)



凡例

	質用負担	施行
	国土交通省	中日本高速道路株式会社

